別紙様式１

# 新型コロナ税特法第10条第１項（第３項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書

新型コロナ

収受印

２通提出

※個人番号又は法人番号は、税務署提出用2通の内1通のみに記載して下さい。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和　年　月　日<br><br>＿＿＿＿税務署長殿 | 申請者 | （フリガナ）<br>納税地 | （〒　－　）<br>（電話番号　－　－　） |
| | | （フリガナ）<br>氏名又は名称及び代表者氏名 | |
| | | 個人番号又は法人番号 | ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 |

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）第10条第１項又は第３項に規定する特例の承認を受けたいので申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症等の影響 | □ イベント等の自粛で収入が減少　□ 外出自粛要請で収入が減少<br>□ 入国制限で収入が減少　□ その他の理由で収入が減少（　） | | | |
| 届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類 | □ 課税事業者選択届出書<br>□ 課税事業者選択不適用届出書 | | | |
| 特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日 | 自　平成 令和　年　月　日　至　令和　年　月　日 | | | |
| 上記課税期間の基準期間 | 自　平成 令和　年　月　日<br>至　平成 令和　年　月　日 | 左記期間の課税売上高 | | 円 |
| 事業としての収入の著しい減少があった期間 | 自　令和　年　月　日<br>至　令和　年　月　日 | 左記期間の事業としての収入金額 | ① | 円 |
| 直前１年間における上記期間に対応する期間 | 自　平成 令和　年　月　日<br>至　平成 令和　年　月　日 | 左記期間の事業としての収入金額 | ② | 円 |
| 収入の著しい減少の割合（①／②） | % | | | |
| 参考事項 | | | | |
| 税理士署名 | （電話番号　－　－　） | | | |

※　上記の申請について、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）第10条の規定により、

□　上記の届出書が適用を受けようとする課税期間の初日の前日又は末日である　平成 令和　年　月　日

□　上記の届出書が適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日である　平成 令和　年　月　日

に提出されたものとすることを承認します。

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

令和　年　月　日　　税務署長　　印

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ※税務署処理欄 | 整理番号 | | 部門番号 | | みなし届出年月日 | 年　月　日 | |
| | 申請年月日 | 年　月　日 | 入力処理 | 年　月　日 | 台帳整理 | 年　月　日 | |
| | 番号確認 | | 身元確認 | □ 済<br>□ 未済 | 確認書類 | 個人番号カード／通知カード・運転免許証<br>その他（　） | 通信日付印<br>年　月　日 | 確認 |

注意　１．この申請書は、２通提出してください。
２．事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類を添付してください。
３．※印欄は、記載しないでください。

# 「新型コロナ税特法第10条第１項（第３項）の規定に基づく消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」の記載要領等

## １　提出すべき場合

この申請書は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により一定の期間の事業としての収入の著しい減少があった事業者（以下「特例対象事業者」といいます。）が、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間（以下「特定課税期間」といいます。）以後の課税期間につき、消費税法第９条第４項の規定の適用を受けること又は受けることをやめることが必要となったため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナ税特法」といいます。）第10条第１項又は第３項に規定する届出日の特例の承認を受けようとする場合に提出するものです。

## ２　提出時期等

承認を受けようとする特例対象事業者は、この申請書を次の区分に応じその定める期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

⑴　新型コロナ税特法第10条第１項に規定する届出日の特例の承認を受けようとする場合　特定課税期間の末日の翌日から２月（その特定課税期間が個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間である場合には、３月）を経過する日

⑵　新型コロナ税特法第10条第３項に規定する届出日の特例の承認を受けようとする場合

イ　特定課税期間から消費税法第９条第４項の規定の適用を受けることをやめようとする場合及び特定課税期間の末日が同項の届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなった最初の課税期間の初日以後２年を経過する日（ロにおいて「２年経過日」といいます。）以後に到来し、その特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から同項の適用を受けることをやめようとする場合　その特定課税期間に係る同法第45条第１項の規定による申告書の提出期限

ロ　イに掲げる場合以外の場合　２年経過日の属する課税期間の末日と消費税法第９条第４項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日

（注）特定課税期間の確定申告書の提出期限が、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の適用を受けて延長されたときは、その延長された期限が申請期限となります。

なお、税務署長の承認を受けた場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日（その課税期間が消費税法第９条第４項に規定する事業を開始した日の属する課税期間等であってこの申請書がその課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、その課税期間の末日）又はその適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に「消費税課税事業者選択（不適用）届出書」を提出したものとみなされます。

また、この申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書（第１号様式）」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書（第２号様式）」も提出してください。

## ３　記載要領

⑴　元号は、該当する箇所に○を付します。

⑵　「新型コロナウイルス感染症等の影響」欄には、新型コロナウイルス感染症等の影響の状況を記載します（該当する状況の□にレを付します。）。

⑶　「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例の承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の□にレを付します。）。

⑷　「特例規定の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により届出日の特例の承認を受けたとした場合に、上記⑶の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

⑸　「上記課税期間の基準期間」欄には、上記⑷の課税期間の基準期間を記載します。

⑹　「左記期間の課税売上高」欄には、上記⑸における課税売上高を記載します。

なお、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、納税義務が免除されません（消法９①）。

また、その課税期間の特定期間※における課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超える場合は、その課税期間における納税義務が免除されません（消法９の２）。

※　特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の１月１日から６月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後６か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

⑺　「事業としての収入の著しい減少があった期間」欄には、新型コロナ感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった令和２年２月１日から令和３年１月31日までの間の任意の１か月以上の期間の初日及び末日を記載します。

⑻　「左記期間の事業としての収入金額①」欄には、上記⑺における事業としての収入の金額を記載します。

⑼　「直前１年間における上記期間に対応する期間」欄には、上記⑺の期間の直前１年間におけるその期間に対応する期間※を記載します。

※　事業開始１年未満であることにより、上記⑺の期間に対応する期間がない場合は、その期間に近接する期間等として差し支えありません。また、年間収入のみ集計しているなど、上記⑺の期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、上記⑺の期間の直前１年間の収入金額を12で除し（平均収入）、これを割り当てる方法等により算定した金額を比較対象として差し支えありません。

⑽　「左記期間の事業としての収入金額②」欄には、上記⑼における事業としての収入金額を記載します。

⑾　「収入の著しい減少の割合」欄には、「左記期間の事業としての収入金額①」欄の金額を「左記期間の事業としての収入金額②」欄の金額で除して算出した割合を百分率（小数点第２位以下四捨五入）で記載します。

⑿　「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

⒀　記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。